

広島県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による次の救急医療機関から、申出事項を変更する旨の届出があった。

令和四年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一七六三番地二	令和四年五月一日
変更後	神石郡神石高原町小島一七〇九番地三		

	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	地方独立行政法人広島市立病院 機構 広島市立安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目一番一号	令和四年五月一日
変更後	広島市立北部医療センター 安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目二番一号	